

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省29-⑨)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>		<p>担当部局名</p>	<p>生産局(政策統括官) 【生産局総務課/園芸作物課/地域対策官/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課/政策統括官農産企画課/穀物課/地域作物課】 (大臣官房文書課災害対策室/生産局総務課生産推進室)</p>						
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創造に取り組んでいく必要がある。 このため、マーケットインの発想による多様な消費者ニーズ等への的確な対応や生産性の向上に向けた生産・供給体制の構築等の施策を行う。</p>		<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>農業の持続的な発展</p>						
<p>政策に関係する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日)第3 2 (6)</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>						
<p>施策(1)</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化</p>									
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。</p>									
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>飼料用米等の戦略作物の供給拡大</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p>		<p>目標値</p> <p>目標年度</p>		<p>年度ごとの目標値</p> <p>年度ごとの実績値</p> <p>27年度 28年度 29年度 30年度 31年度</p> <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>					
<p>ア 飼料用米・米粉用米の生産量</p>	<p>129,020トン</p>	<p>平成25年度</p>	<p>1,200,000トン</p>	<p>平成37年度</p>	<p>295,378トン</p>	<p>385,840トン</p>	<p>476,303トン</p>	<p>566,765トン</p>	<p>657,227トン</p>	<p>食料・農業・農村基本計画では、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。飼料用米・米粉用米の生産努力目標については、平成37年度にそれぞれ110万トン、10万トンと設定しており、その合計(120万トン)を指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量が増加するとして、年度ごとの目標値を設定した。</p>
<p>イ 小麦の生産量</p>	<p>811,700トン</p>	<p>平成25年度</p>	<p>950,000トン</p>	<p>平成37年度</p>	<p>861,273トン</p>	<p>870,146トン</p>	<p>879,019トン</p>	<p>887,892トン</p>	<p>896,765トン</p>	<p>食料・農業・農村基本計画では、麦、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。小麦の生産努力目標については、平成37年度に生産量95万トンの目標を設定しており、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。</p>
<p>ウ 大豆の生産量</p>	<p>199,900トン</p>	<p>平成25年度</p>	<p>320,000トン</p>	<p>平成37年度</p>	<p>239,727トン</p>	<p>247,754トン</p>	<p>255,781トン</p>	<p>263,808トン</p>	<p>271,835トン</p>	<p>食料・農業・農村基本計画では、麦、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。大豆の生産努力目標については、平成37年度に生産量32万トンの目標を設定しており、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。</p>
<p>目標② 【達成すべき目標】</p>	<p>畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p>		<p>目標値</p> <p>目標年度</p>		<p>年度ごとの目標値</p> <p>年度ごとの実績値</p> <p>27年度 28年度 29年度 30年度 31年度</p> <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>					
<p>ア 搾乳牛1頭当たり年間労働時間</p>	<p>105時間</p>	<p>平成25年度</p>	<p>102時間</p>	<p>平成37年度</p>	<p>105時間</p>	<p>104時間</p>	<p>104時間</p>	<p>104時間</p>	<p>104時間</p>	<p>酪農では、重い労働負担が後継者等の確保を困難としている一要因となっていることを踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、畜産クラスター(注1)の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る中で、省力化、分業化、放牧の推進等により労働負担の軽減を推進することとしている。このため、酪農家の労働負担を測る指標として、搾乳牛1頭当たり年間労働時間を指標として選定した。 目標値は、直近10年間のトレンドから算出される平成37年度の年間労働時間(102時間)を設定し、年度ごとの目標値はすう勢値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入している。</p>

目標④ 【達成すべき目標】		有機農産物や薬用作物の生産拡大								
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合	0.4%	平成24年度	1.0%	平成30年度	-	-	0.7%	0.8%	1.0%	「有機農業(注4)の推進に関する法律(平成18年法律112号)」に基づき、平成26年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%とすることを目標としていることから、指標として選定した。 年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度の値を記入している。
イ 薬用作物の栽培面積	524ha	平成27年	630ha	平成32年	-	-	524ha	545ha	566ha	食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組を推進するとともに、品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。 これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進するとともに、26年度から薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を指標として選定し、「薬用作物に関する資料(日本特産農産物協会)」の調査結果では、調査に協力しているデータ提供先が、収穫面積を非開示しているところが多く、収穫面積が政策に反映されていないため、調査協力先が非開示しているところが少ない薬用作物の栽培面積を指標として再設定した。 目標値は、栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を27年の524haから32年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握することができないことから、年ごとの目標値は、前々年の値を記入している。
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レ ビュー 事業番号			
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]							
(1) 主要農作物種子法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を実施。 本法律は、優良な種子生産及び普及に寄与してきたところであるが、今後は、都道府県のみならず、民間のノウハウも活用して広域的・戦略的な種子の生産及び普及を進めていくため、都道府県中心の法制度となっている本法律を廃止。(平成30年4月1日施行) なお、主要農作物種子の品質については、種苗法の告示と農産物検査により担保する。	-			
(2) 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じて米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-			
(3) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。	-			
(4) 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和36年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定 ・指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・(独)農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施。 畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-			
(5) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	①取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金を交付。 ②指定乳製品等の輸入、売渡等。 生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図ることにより、酪農及びその関連産業の健全な発展を促進し、国産畜産物の供給拡大に寄与する。	-			
(6) 牧野法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃の防止のための措置を実施。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上に寄与する。	-			
(7) 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	-	-	-	-	(1)-②-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-			

(8)	家畜商法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(9)	家畜取引法 (昭和31年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(10)	養豚農業振興法 (平成26年)	—	—	—	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の施策を実施することにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	—
(11)	家畜改良増殖法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(12)	飼料需給安定法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	輸入飼料の買入、保管、売渡の実施に関する措置を実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(13)	養鶏振興法 (昭和35年)	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(14)	養蜂振興法 (昭和30年)	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	蜜源植物の保護増殖及び適正な蜂群配置を期するための措置を実施。 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物の供給拡大及び安定供給の確保に寄与する。	—
(15)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	—	—	—	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	—
(16)	果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	—	—	—	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	—
(17)	花きの振興に関する法律 (平成26年)	—	—	—	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施。 本法に基づき、27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	—
(18)	お茶の振興に関する法律 (平成23年)	—	—	—	(1)-③-オ	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	—
(19)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(1)-④-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者の増加に寄与する。	—
(20)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-④-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組み農業者（エコファーマー）に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者の増加に寄与する。	—
(21)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(1)-④-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	—
(22)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	—
(23)	農業機械化促進法 (昭和28年)	—	—	—	—	農業の機械化を促進するため、農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定等を実施。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	—

(24)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年)	-	-	-	-	-	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化を図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	-
(25)	食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進) (平成21年度) (主)	2,000の内数 (100)	2,000の内数 (200)	300の内数 (0)	300の内数	(1)-①-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-
(26)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	35 (29)	35	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与する。	0166
(27)	経営所得安定対策等 (平成25年度) (関連:29-6)	641,138 (521,462)	701,907 (660,267)	671,068 (594,307)	662,458	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	経営安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の抛出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施。 また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0103
(28)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主、関連:29-1、11、12、13)	2,882の内数 (2,029の内数)	2,193の内数 (1,973の内数)	5,186の内数 (3,470の内数)	2,355の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-エ (1)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0145
(29)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:29-3、11、13)	32,262の内数 (31,226の内数)	52,429の内数 (49,286の内数)	21,582の内数 (20,170の内数)	20,174の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-③-オ (1)-④-イ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0137
(30)	学校給食用牛乳供給推進事業 (昭和37年度) (主)	913 (813)	913 (859)	744 (695)	744	(1)-②-ア	安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣が定着、飲用需要が増加し、乳価の価格上昇が期待され、酪農家の手取りが増えることで規模拡大や設備投資が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0129
(31)	指定生乳生産者団体補給交付金 (昭和41年度) (主)	25,230 (25,230)	22,230 (22,230)	13,230 (13,230)	24,300	(1)-②-ア	当該補給金(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、取引条件が不利な加工原料乳に対して補給金を交付)が農畜産業振興機構を通じて生産者に交付されることにより、酪農家の手取りの確保、経営の安定化、将来を見据えた規模拡大や設備投資の推進が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0130
(32)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	11 (11)	10 (10)	9 (9)	9	(1)-②-ア	加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金による加工原料乳生産者積立金により、加工原料乳の生産者に補填金を交付を行い、これにより経営が安定化することにより、将来を見据えた規模拡大や設備投資の推進が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間が減少することに寄与する。	0135
(33)	乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	16 (16)	15 (15)	11 (11)	11	(1)-②-ア	我が国の乳製品の規格や製造実態に即した国際規格が策定されることにより、我が国の乳製品の輸出促進に寄与し、国産乳製品の需要が高まり、加工原料乳の価格上昇、酪農家の手取りの増加等が期待され、規模拡大や設備投資が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0149
(34)	酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	6,000	(1)-②-ア	酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入等を支援することにより、酪農家の労働負担の軽減に寄与する。	新29-0012
(35)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	696 (535)	290 (276)	290 (258)	277	(1)-②-ア (1)-②-イ	生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管、飼料生産技術者の資質向上等を支援。 草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進により、飼料自給率の向上及び飼料費の低減による安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0143
(36)	牛肉等関税財源畜産産業振興対策交付金 (平成3年度) (主)	57,091 (57,091)	57,091 (57,091)	57,091 (57,091)	35,281	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、肉用牛生産者等の経営安定と国産畜産物の安定的な供給確保に寄与する。	0133

(37)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,465 (7,467)	7,459 (7,457)	7,542 (7,542)	7,486	(1)-②-イ	食料・農業・農村基本計画に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画に連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等の各種計画の実現に向けた政策実施機関として定められた中期目標並びにこれを達成するための中期計画及び事業ごとに定める年度計画に即した業務を実施。 種畜等の供給、種畜検査の実施、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産等のための取組を行うことにより、優良な家畜の普及などによる家畜改良や飼料作物の優良な種苗の供給等を通じた飼料自給率の向上を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0134
(38)	独立行政法人農畜産業振興機構運営費 (平成15年度) (主)	1,965 (1,965)	1,760 (1,760)	1,687 (1,687)	1,648	(1)-②-イ	機構が行う畜産物等の生産者等の経営安定対策のための補給金等の交付業務や農畜産物の需給安定・価格調整対策等により、需要構造等の変化に対応した農畜産物の生産・供給体制の整備に寄与する。	0136
(39)	飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	581 (147)	595 (486)	551 (455)	564	(1)-②-イ	飼料生産組織の機能の高度化や栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用、肉用繁殖雌牛等の放牧の取組といった国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大を図る取組を支援し、飼料自給率を向上させ、安定的な畜産経営を確立することで、国産牛肉の増産に寄与する。	0138
(40)	多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進 (平成17年度) (主)	430 (405)	389 (359)	363 (350)	343	(1)-②-イ	乳用牛のDNA解析情報を活用した家畜の能力評価手法の導入やスマート畜産の推進に必要な基礎的データの全国的な収集・分析、肉用牛のDNA解析情報や枝肉等のデータの収集・分析による遺伝的能力評価精度の向上及び豚の広域的な遺伝的能力評価のための血縁関係の構築等を推進することにより、国産畜産物の安定供給、生産コストの低減や品質向上を図り、国内畜産経営の健全な発展に寄与する。	0139
(41)	多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜個体識別システム利活用促進 (平成23年度) (主)	85 (62)	70 (55)	51 (46)	53	(1)-②-イ	豚・牛の個体識別システム上の牛の個体識別番号を活用して、複数の生産情報を総合的に利用することを可能とすることにより、家畜改良増産目標(H37)の達成に寄与する。 豚のトレーサビリティシステムを活用した飼養管理に係る情報提供の強化等を図ることで、養豚農業の振興に関する基本方針に沿った養豚の競争力強化等に寄与する。	0148
(42)	肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 (平成28年度) (関連:29-6)	-	-	331 (331)	331	(1)-②-イ	肉用子牛価格の高騰により、経営に影響を受けた肉用牛肥育農家に対して、子牛購入等に必要な資金の円滑な融通を支援することにより、経営の維持安定を図り、国産牛肉の生産の安定に寄与する。	0069
(43)	持続可能性配慮型飼養管理推進事業 (平成29年度) (主)	-	-	-	39	(1)-②-イ	GAP取得に向けた前段階となるGAP取得チャレンジシステムの普及・啓発や動物福祉に関する飼養管理の指導を支援することにより、家畜の飼養管理における持続可能性の向上を図り、国産畜産物の評価をさらに高め、国産畜産物の生産拡大に寄与する。	新29-0013
(44)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主、関連:29-5)	106,430 (46,339)	78,714 (36,316)	82,173 (11,701)	54,166	(1)-②-イ (1)-②-ウ	国は、資本要件など、飼料用麦を確実に輸入するための最低限の資格を有する輸入業者及び買受者(実需者)が連名で申し込む見合わせ(SBS方式)を実施し、契約の相手方を決定し、売買契約を締結する。 飼料需給安定法に基づき、政府が輸入飼料(飼料用麦)の買入れ・売渡しを行うことにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、もって畜産の振興に寄与する。	0161
(45)	飼料増産総合対策事業のうちエコフィード増産対策事業 (平成20年度) (主)	89 (79)	170 (163)	170 (156)	170	(1)-②-イ (1)-②-ウ	飼料製造事業者等における食品残さの飼料化による利用拡大や、エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化を促進する取組等に対し支援。 量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制の構築や関係者に対する理解の醸成により、飼料自給率の向上に寄与する。	0141
(46)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	5,189 (198)	5,189 (515)	4,077 (1,219)	4,862	(1)-②-ウ	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新にあたって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援。 鶏卵の需給改善を推進することにより、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定に寄与する。	0144
(47)	新しい野菜産地づくり支援事業 (平成28年度) (主)	-	-	1,080 (1,055)	2,273	(1)-③-ア (1)-③-イ	需要が拡大する加工・業務用を中心とした野菜について、産地の生産基盤強化、水稲からの転換による新たな野菜産地の育成、産地から消費地までの安定的な流通体制の構築に係る各取組を支援することにより、産地の生産・流通体制構造改革を進めることで、加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還を図り、国産野菜全体の供給拡大に寄与する。	0159
(48)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (関連:29-11)	3,351 (3,207)	5,445 (4,968)	3,260 (3,136)	501	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組み次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援することで、野菜を始めとする国産園芸作物の供給拡大に寄与する。	0150
(49)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	4,170 (4,068)	3,541 (3,445)	204 (204)	202	(1)-③-イ	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金等の交付等により、野菜の生産・出荷の安定等を図ることで、野菜生産者の経営の安定化と消費者への野菜の安定供給に寄与する。	0131
(50)	果樹農業好循環形成総合対策事業 (平成28年度) (主)	5,420 (4,624)	5,520 (4,302)	5,600 (5,540)	5,660	(1)-③-ウ	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品種・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与する。	0142
(51)	茶改植等支援事業 (平成23年度) (主)	1,200 (484)	800 (433)	657 (427)	616	(1)-③-オ	茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援を行うことにより、生産体制の強化、優良品種への転換や高品質化を加速化し、輸出促進に寄与する。	0146

(52) オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(平成28年度)(関連:29-13)	-	-	79 (76)	99	(1)-④-ア	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与する。	0194
(53) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策(昭和40年度)(主)	8,130 (8,130)	8,146 (8,145)	10,413 (10,413)	9,795		(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病害虫等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与する。	0162
(54) 協同農業普及事業交付金(昭和58年度)(主、関連:29-1、11)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409		都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0132
(55) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費(平成15年度)(関連:29-11)	1680 (1,672)	1,673 (1,673)	1,771 (1,770)	1,842		農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定に向けた取組を支援。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0186
(56) 飼料生産型酪農経営支援事業(平成18年度)(主)	6,226 (5,889)	6,581 (5,923)	6,800 (5,979)	6,960		自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。 輸入飼料の価格変動等に左右されない国産飼料への転換を進め、環境とも調和の取れた安定的な酪農経営の実現に寄与する。	0140
(57) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(昭和42年度)	<-15,859> (->)	<-14,554> (->)	<-14,554> (->)	-	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得税及び住民税を免除し、農業生産法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。	-
(58) 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置(昭和53年度)	-	-	-	-	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	-
(59) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(平成10年度)	-	-	-	-		農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万以下)。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(60) 農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置(昭和31年度)	<-> (<-11,321>)	<-> (<-11,203>)	-	-		農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(61) 軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付(平成24年度)	-	-	-	-		農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(62) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(平成25年度)	-	-	-	-		青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に併い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		645,924 (276,400)	591,354 (264,134)	483,349 (162,661)			
政策の執行額[百万円]		594,783 (214,256)	503,313 (148,571)				

参考: 移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レ ビュー 事業番号
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]				
【参考: 復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付 金 (1) (平成24年度) (関連: 29-3)	7,381の 内数 (4,946の 内数)	6,347の 内数 (4,153の 内数)	2,592の 内数 (1,997の 内数)	2,586の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-④-イ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援することにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	復興庁-0084
【参考: 復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連: 29-1,3,13,20,22)	-	-	-	4,710の内数	(1)-④-ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与する。	復興 新29-0005

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農林水産省政策統括官穀物課調べ「需要に応じた米生産の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農林水産省統計部「作物統計」(平成28年産麦類(子実用)の収穫量)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	農林水産省統計部「作物統計」(平成28年産豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	農林水産省統計部「畜産物生産費統計」(牛乳生産費)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(平成25年度基準値-当該年度実績値)/(平成25年度基準値-当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	牛肉・豚肉:農林水産省統計部「食肉流通統計」(枝肉生産量)により把握 鶏肉:(独)農畜産業振興機構「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)により把握
			達成度合の判定方法	[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=0.8$) A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) \leq 当該年度実績値 \leq (当該年度目標値+ 2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) \leq 当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- 2σ) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ) $<$ 当該年度実績値
達成度合の判定方法	[豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=2.7$) A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) \leq 当該年度実績値 \leq (当該年度目標値+ 2σ) (128トン \leq 当該年度実績値 \leq 136トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) \leq 当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- σ) (126トン \leq 当該年度実績値 $<$ 128トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- 2σ) (当該年度実績値 $<$ 126トン) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ) $<$ 当該年度実績値 (136トン $<$ 当該年度実績値)			
達成度合の判定方法	[鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より帰帰直線を作成し、この帰帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差($\sigma=3.0$) A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) \leq 当該年度実績値 \leq (当該年度目標値+ 2σ) (143トン \leq 当該年度実績値 \leq 152トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) \leq 当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- σ) (140トン \leq 当該年度実績値 $<$ 143トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値- 2σ) (当該年度実績値 $<$ 140トン) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ) $<$ 当該年度実績値 (152トン $<$ 当該年度実績値)			
指標(ウ)	把握の方法	JA全農調べ:たまご東京M相場(卸売価格)により把握		
	達成度合の判定方法	A(おおむね有効): $\pm 25\%$ 以内、B(有効性の向上が必要である): $\pm 25\%$ 超 $\pm 27.5\%$ 以下、C(有効性に問題がある): $\pm 27.5\%$ 超		

目標	指標(ア)	把握の方法	農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)により把握
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値 - 平成25年度基準値) / (当該年度目標値 - 平成25年度基準値) × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
	指標(イ)	把握の方法	農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)により把握
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = {1 - (当該年の5年間平均変動係数 - 当該年の目標値) / 当該年の目標値} × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
	指標(ウ)	把握の方法	農林水産省生産局園芸作物課調べ「果樹経営支援対策事業の実績」(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)により把握
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = {(当該年度の取組面積 / 当該年度の果樹産地栽培面積) - 平成25年度基準値} / (当該年度の目標値 - 平成25年度基準値) × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
指標(エ)	把握の方法	農林水産省統計部「生産農業所得統計」及び農林水産省生産局園芸作物課調べ「花木等生産状況調査」(花きの産出額)により把握	
	達成度合の判定方法	達成度合(%) = [当該年実績値 - (平成24年基準値 - (年平均減少額 × 基準値以降の経過年数))] / [当該年目標値 - (平成24年基準値 - (年平均減少額 × 基準値以降の経過年数))] × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	
指標(オ)	把握の方法	財務省「貿易統計」(緑茶)により把握(HSコード: 090210000及び090220000)	
	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年実績値 - 平成25年基準値) / (当該年目標値 - 平成25年基準値) × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	
目標	指標(ア)	把握の方法	農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)により把握
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
	指標(イ)	把握の方法	公益財団法人日本特産農産物協会「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)により把握
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年実績値 - 平成24年基準値) / (当該年目標値 - 平成24年基準値) × 100 A ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満

2. 用語解説

注1	畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2	指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の14品目、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。
注3	小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要な不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。
注4	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。